

平成 25 年 7 月 25 日
住宅局住宅企画官付

消費税率引上げに伴う住宅取得に係る対応の周知について

「住宅取得に係る給付措置についての自由民主党・公明党の合意」（平成 25 年 6 月 26 日、以下「与党合意」という。）を受け、平成 25 年度税制改正において対応した住宅ローン減税の拡充等の税制上の措置や給付措置（以下「すまい給付金」という。）について、以下のとおり周知することとしましたのでお知らせいたします。

なお、住宅ローン減税の拡充等と「すまい給付金」制度は、消費税の引上げが行われた場合に実施することとしています。また、「すまい給付金」は平成 25 年 6 月 26 日に行われた与党合意に基づくものであり、今後、政府において消費税引上げの判断も踏まえつつ、最終的な調整が行われる予定です。

1. 事業者・消費者向け説明会

(1) 事業者向け説明会（住宅関連税制とすまい給付金に関する説明会）

住宅取得者への的確な情報提供を行っていただくため、住宅ローン減税の拡充等の住宅関連税制の概要に加え、「すまい給付金」の具体的な内容、給付要件及び申請方法等について、詳細に解説したテキストを用いて説明する事業者向け説明会を開催いたします。なお、講師は国土交通省職員がとめます。

[開催時期] 平成 25 年 8 月 2 日～10 月 31 日

[時間] 1 時間程度

[開催場所] 330 市町村（計 339 回）

※ 開催スケジュールについては別紙 1 をご参照下さい。

[参加方法] ホームページ、FAX 又は電話により参加申込みを受け付けます。なお、事前申込みがない場合でも参加できますが、この場合、会場定員の関係で参加をお断りする可能性がありますことをご了承下さい。

【事業者向け説明会の参加申込・問い合わせ先】

ホームページ：<http://jutaku-setsumeikai.jp/>

FAX：0120-339-676（24 時間受付）

（FAX の場合は、別紙 2 「参加申込書」に記載の上で上記までお申し込み下さい。）

電話：0120-339-170

（受付時間：9：00～18：00（当面、土日祝日も開設いたします。）

(2) 消費者向け説明会(すまい取得支援セミナー)

住宅関連税制(住宅ローン減税等)や「すまい給付金」について国土交通省担当職員が説明するとともに、ファイナンシャルプランナーがマイホーム資金計画について具体的な解説を行う消費者向け説明会を開催いたします。

[開催時期] 平成25年8月24日～9月29日

[開催場所] 全都道府県(計47回)

※開催スケジュールについては「すまい給付金」ホームページ等でお知らせいたします。

[参加方法] 後日、「すまい給付金」ホームページ等においてお知らせいたします。

2. 「すまい給付金」ホームページ及び電話問い合わせ窓口について

(1) ホームページの開設

すまい給付金の詳細を紹介するホームページを平成25年8月1日から開設いたします。

「すまい給付金」ホームページ

URL : <http://sumai-kyufu.jp>

ホームページでは、制度を紹介するパンフレット・チラシ等のダウンロードができるほか、収入に基づき具体的な給付額が簡易に算定できます。また、給付申請書等の申請に必要な書類のダウンロードも可能とする予定です。

また、今後、「すまい給付金」に関する情報は、本ホームページを通じて提供する予定です。

(2) 電話問い合わせ窓口の設置

「すまい給付金」に関する電話問い合わせ窓口を平成25年8月1日から開設いたします。

「すまい給付金問い合わせ窓口」

受付時間 : 9:00～17:00 (当面、土日祝日も開設いたします。)

電話番号 : 0570-064-186 (ナビダイヤル)

※PHSや一部のIP電話からは045-330-1904

問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅企画官付 課長補佐 佐々木雅也 係長 原口 統

TEL : (03) 5253-8111 (内線 39258、39259)、(03) 5253-8505 (夜間直通)

FAX : (03) 5253-1627